

# 八幡市男女共同参画プラン懇話会設置要綱

平成12年3月7日八幡市告示第14号

## (設置)

第1条 男女共同参画社会をめざす総合的施策について意見を求めるため、八幡市男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

## (職務)

第3条 懇話会は、市長の求めに応じ、次の事項についての意見の交換、調整又は発表を行う。

(1) 男女共同参画プランの策定に関すること

(2) 男女共同参画プランの推進に関すること

## (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は男女共同参画プランの策定が終わるまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長を務める。

第7条 懇話会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、男女共同参画担当課において行う。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則（平成22年5月1日）

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。